

障発0902第1号
令和元年9月2日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関
する基準」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17
年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づく「補
装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年
厚生労働省告示第528号）の一部が、令和元年9月2日厚生労働省告示第
100号により別添のとおり改正され、令和元年10月1日から適用される
こととなった。

については、下記の点を御了知いただき、貴管内市町村、身体障害者更生相
談所、関係機関等に対し、周知願いたい。

記

1 趣旨

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準
（平成18年厚生労働省告示528号）において、消費税非課税物品につ
いては仕入れに係る消費税相当額を、消費税課税物品については消費税相
当額を基準額に加えることを定めているところ。今回、令和元年10月1
日に予定されている消費税率引き上げに伴う所要の改正を行う。

2 改正の概要

○第3項で定める額の基準について、以下のとおり改正を行う。

[現行] 100分の104.8 → [改正後] 100分の106

○第4項で定める額の基準について、以下のとおり改正を行う。

[現行] 100分の108 → [改正後] 100分の110

3 運用上の留意事項

補装具製作業者等に対しても、改正の内容を周知するとともに、製作技術の充実及び技術水準の向上に努めるよう指導すること。